



平成 29 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
 役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
 電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

第 10 回新株予約権の停止指定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 24 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 1 日に発行いたしました当社第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）につきまして、割当先であります EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ)（以下「割当先」といいます。）との間で締結した買取契約（以下「本買取契約」といいます。）に基づき、同社に対して下記の通り本新株予約権の停止指定（以下「本停止指定」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 停止指定の内容

| | | |
|-----|-----------------|--------------------------------------|
| (1) | 銘 柄 名 | 株式会社ランド 第 10 回新株予約権 |
| (2) | 停 止 指 定 の 決 定 日 | 平成 29 年 8 月 24 日 |
| (3) | 停 止 指 定 の 期 間 | 平成 29 年 8 月 24 日以降、平成 33 年 6 月 1 日まで |
| (4) | 停 止 指 定 の 個 数 | 110 個（潜在株式数 550,000,000 株） |

※本買取契約においては、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行ってはならない期間として当社が定める停止指定期間（当社が随意に定めることができます。）及び行ってはならない本新株予約権の数を記載した停止指定通知書を割当先に交付することにより、当社の指定した数の本新株予約権の行使を制限できる旨が規定されております。なお、かかる制限は、当社からの通知により全部又は一部につき、随時これを解除することが可能であります。

かかる制限及びその解除その他本新株予約権の設計の詳細とその趣旨につきましては、平成 28 年 4 月 22 日付「第三者割当による種類株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」をご覧ください。

II. 本停止指定を行うこととした理由

当社は、本新株予約権と同時に発行いたしました A 種種類株式の払込及び第 9 回新株予約権（以下、本新株予約権と合わせて「本第三者割当増資」といいます。）の一部行使により、これまでに約 11 億円の事業資金を調達しております。なお、第 9 回新株予約権は、本停止指定の対象とはなりません。また、当該第 9 回新株予約権は、本日現在で、発行個数 55 個に対し、20 個が行使済

みであります。

また、本第三者割当増資を実施する前提条件として、最大 55 億円の不動産担保融資ファシリティ契約（以下「ファシリティ契約」といいます。）を、割当先の関連会社である EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区、代表取締役：ショーン・ローソン、以下「EVO アセット」といい、割当先と合わせて「EVO」といいます。）と締結しており、ファシリティ契約を活用し、これまでに約 19.5 億円の事業資金を借り入れております。

当社といたしましては、これらの資金を活用し、積極的に事業を展開することで企業価値を最大限に高めてまいる所存であり、依然として、今後も資金需要は旺盛であります。

また、EVO からは、引き続き、当社の企業価値向上に向けた事業資金の調達にご協力いただけるものと認識しております。

しかしながら、当社といたしましては、当社の資金需要と無関係に急激な希薄化が進行しないように配慮し、今後の事業の進捗に合わせて、当社の手元資金や本新株予約権の行使及びファシリティ契約に基づく借入れ並びに他の金融機関等からの借入れ等をバランス良く組み合わせ、当社の企業価値向上に向けた事業資金に充当することとし、現状の株価水準や金融機関等との協議の状況等を総合的に勘案し、機動的資金調達の必要性に応じて前記 I の内容にて割当先に対して停止指定を行うことといたしました。

なお、本買取契約に基づき、本停止指定は随時解除可能であるため、今後の資金需要及び借入等に関する協議の状況等を踏まえ、本新株予約権の行使による資金調達が必要と判断した場合には、本停止指定の全部又は一部を解除し、本新株予約権の行使を促すことにより、機動的に資金を調達してまいる所存であります。

そのため、現在事業化を検討中の複数の案件に関して、協議がまとまった場合には、早期に本停止指定の全部又は一部を解除する場合があります。

以上